

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、38,281人(令和6年4月1日現在)で、平成17年をピークとしてほぼ横ばいで推移している。人口構成では、年少人口(15歳未満)や生産年齢人口(15歳～64歳)の減少に対し、老年人口(65歳以上)が増加していることから、今後、生産年齢人口が急激に減少していくことが予想され、少子高齢化による人口及び生産年齢人口の減少に伴い、労働力の低下や市場規模の縮小など、地域経済に様々な影響を及ぼすことが懸念される。

本町の産業構造は、産業大分類ごとの従業者数の割合では、製造業が24.3%、医療・福祉が23.2%、卸売業・小売業が17.1%(令和3年経済センサスー基礎調査・活動調査)となっており、製造業の割合が、全国平均15.2%を上回っている。また、事業所数は、1,442事業所、従業者数は16,207人(令和3年経済センサスー活動調査)、事業所あたりの平均従業者数は11.2人であり、全国の11.2人と同数であった。

製造業における事業所あたりの従業員数は、4人～9人の事業所数が30事業所、10人～19人の事業所が23事業所、20人～29人の事業所が12事業所、30人～99人の事業所が14事業所、100人～199人の事業所が5事業所、200人～299人の事業所が1事業所、300人以上の事業所が2事業所(令和3年経済センサスー活動調査)となっており、従業者数が20人未満の事業所が半数以上を占めている。

本町の製造業の労働生産性(就業者1人当たりの付加価値額)は、271万円であり、全国の1,296万円(令和3年経済センサスー活動調査)と比べて低い水準となっていることから、特に、中小規模の事業所の労働生産性を向上させることが課題となっている。

そのような中、中小企業・小規模企業の振興を図り、本町経済の活性化と雇用の促進、町民生活の向上に寄与することなどを目的として、平成30年6月に「壬生町中小企業・小規模企業の振興に関する条例」を制定した。施策の基本方針として、中小企業者等の経営の改善・向上や、創業支援、資金調達の円滑化、人材の育成・確保など、関係機関と町民の理解や協力を得て、中小企業者等を積極的に支援することについて、明らかにしたところである。

現在、本町では「融資制度」や、「各種補助制度」等の支援を実施することにより、中小企業者等の振興を図っているが、中小企業者等を取り巻く環境は、内需の縮小や経済活動の国際化の進展等に伴う急激な環境の変化により、厳しい経営環境に置かれおり、大企業との差も拡大傾向にある。

また、中小企業者等が所有している設備は、特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革などへの対応

等、厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備をより生産性の高い設備へと一新させ、中小企業者等の労働生産性の向上を図る必要がある。

(2) 目標

先端設備等導入計画の認定事業者数10事業者を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業に関しては、その性質から町内の日的な雇用に結びつくことが少なく、町内への産業集積等の経済波及効果も希薄であり、景観や環境に配慮するため、本計画において対象とする業種・事業から除くこととする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

町税を滞納している場合には、認定の対象としない。